

婚姻届

令和 年 月 日 届出

福岡県飯塚市長 殿

受 理 令 和 年 月 日 第 号	発 送 令 和 年 月 日 第 号					
送 付 令 和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記録	記録調査	調査票	附 票	住民票	通知

(1) 氏 名	夫 になる 人		妻 になる 人	
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
(2) 住 所	生 年 月 日		生 年 月 日	
	昭 和 平 成 年 月 日		昭 和 平 成 年 月 日	
(3) 本 籍	住 所 登 録 して いる ところ		住 所 登 録 して いる ところ	
	世帯主の氏名		世帯主の氏名	
(4) 婚姻後の夫婦の氏及び新しい本籍	父		続 き 柄	父
	母		男	母
(5) 同居を始めたとき	養 父		続 き 柄	養 父
	養 母		養 子	養 母
(6) 初婚・再婚の別	父		続 き 柄	父
	母		男	母
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	養 父		続 き 柄	養 父
	養 母		養 子	養 母
(8) 夫 婦 の 職 業	夫		妻	
	夫		妻	
その他	夫		妻	
	夫		妻	
届 出 人 署 名 (※押印は任意)		夫	妻	印
事 件 簿 番 号		住 所 を 定 め た 年 月 日		連 絡 先
		夫	妻	電 話 番 号 ()
		夫	妻	自 宅 ・ 携 帯 ・ 勤 務 先

※消せるインキのボールペンは使用しないでください。

本届書中
字加入
字削除
字訂正

届出人署名(印)

令和 年 月 日	午前 時 分 受領
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
妻	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
妻	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
送付	令和 年 月 日 夫 ・ 妻

記入の注意

黒または青のボールペンで記入してください。
この届は、土、日曜日や祝日に届け出る場合は、宿直での一時預りとなります。
その場合も、届け出た日が婚姻年月日となりますが、内容等に不備があった場合は、届け出た日付けでは受理できないこともあります。(内容等に不備が無いかは事前に窓口で確認することができます。)

※署名欄は必ず本人がそれぞれ自署してください。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	印
生 年 月 日	昭 和 平 成 年 月 日
住 所	都 道 府 県 市 区 町 村
本 籍	都 道 府 県 市 区 町 村 番 地 番

◎ 証人は十八歳以上の方が二人必要です。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

実父母の現在の氏名を書いてください。

養父母がいる場合は、現在の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに□のようしをつけてください。(外国人と婚姻する人は☑不要です。)
外国人と婚姻する人が、戸籍の筆頭者でない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。
住所と同じところに新本籍を定める場合、住所の表示が「○丁目△番□号」ならば「○丁目△番」となります。

新しい本籍には、アパートやマンションの名称、部屋の号数は記入しないでください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものは含まれません。

この届出に際して持参していただくもの
1. 夫になる人の印かん(署名欄に押印した場合)
2. 妻になる人の印かん(署名欄に押印した場合)
※ 運転免許証、パスポート、その他、本人確認できるものをご持参ください。

婚姻前の氏名を必ず本人が自署してください。
印は各自別々の印を押してください。(押印は任意)
押印した方は、届出人の印をご持参ください。

修正液・ゴム印(シャチハタネーム等)・消せるインキのボールペンは使用しないでください。

住所変更について
住所が変わる方は、婚姻届とは別に住民異動届(転入届、転居届、転出届など)の手続きが必要となります。
婚姻届と同時に転入届、転居届を出すときは、「住所欄」には新住所、新世帯主を記入してください。

届けられた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。